

福島県教育委員会「盗撮防止ガイドライン」

1 目的

本ガイドラインは、教職員が教育に携わる者としての使命と責任を自覚させるとともに、児童生徒性暴力等のうち特に盗撮行為の根絶・未然防止により、全ての児童生徒が安心して教育を受けられる環境を確保することを目的とする。

2 日頃からの組織的な防止体制の構築

教職員への研修等を通じて組織的な指導體制を確立する。また、アンケート調査等の実施により、被害の早期発見及び未然防止に努める。

(1) 教職員への研修

チェックシート「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底」等により教職員への研修を実施する。

(2) 情報の共有

教職員と特定の児童生徒が過度に親密な関係にならないよう、児童生徒に関する情報は、必ず複数の教職員で共有し、組織的に対応する。

(3) アンケート調査

県教育委員会が、毎年度、定期的実施している「児童生徒性暴力等に関する被害実態調査」を通じて、被害の早期発見と未然防止に努める。

(4) 相談窓口等の周知

スクールカウンセラーの活用等、各学校において、児童生徒が悩み等を相談しやすい環境を整えるとともに、児童生徒が相談できる場所の周知に努める。

3 児童生徒の撮影及び撮影データの厳格な管理

教職員による不適切な撮影により盗撮の疑念を招かないこと、また、加害・被害を未然に防止するため、以下のルールを徹底する。

(1) 私的な端末による撮影禁止

教職員個人のスマートフォンやカメラ等、私的な端末で、児童生徒を撮影することを禁止する。

※本ガイドラインにおいて、教職員とは、学校で勤務する全ての職員を指す。

(2) 公用の端末による児童生徒の撮影

学校が所有するカメラ等、公用の端末であっても、教育活動上の必要性を明確にし、不必要な撮影をしない。

(3) 撮影データの管理

公用の端末で撮影した画像・動画については、情報セキュリティポリシー等に基づき、適切に管理するとともに、管理職の許可なく校外へ持ち出すことを禁止する。

4 盗撮を未然に防止するための環境整備

トイレ、教室及び更衣室など、児童生徒や教職員が利用する施設について、不審な設置物がないか点検を行う。また、物理的な死角をなくすとともに、点検による未然防止の効果の実効性を高めるよう工夫する。また、普段とは異なる「違和感」への感度を高める観点から、日頃からの整理整頓に努める。

(1) 点検の実施

- ・ 日常点検については、清掃指導や巡回等の際に、不審な物がないかなどを確認する。
- ・ 定期点検については、少なくとも学期に1回、学校保健安全法に基づく施設及び設備の安全点検と合わせて行う。
- ・ 臨時点検については、抜き打ちによる実施も含め、学校の実態等に応じて、適時適切に行う。

(2) 点検の際の留意点

- ・ 点検は、基本的に、複数の職員がペアになって実施する。
- ・ 点検の実施者及び点検場所について、特定の職員に偏ることのないよう計画する。
- ・ 点検の実施に当たっては、「盗撮防止のための点検のポイント」により、点検のポイントを把握した上で実施する。
※警察庁作成の「盗撮事犯に係る防犯対策」も参考とする。
- ・ 点検と併せて、施設や設備で修繕が必要な箇所等があれば確認して、管理職に報告する。

(3) 整理整頓の徹底

教室等の死角をなくすため、日頃から整理整頓を行い、不審な機器（隠しカメラ等）が設置されにくい環境を作る。

5 事案発覚時の対応

盗撮や盗撮が疑われる状況が発覚した場合は、被害者保護に十分配慮するとともに、管理職や教育委員会への報告、警察への通報等、関係機関等との速やかな連携に努める。

